

| | | |
|----------------|---|--|
| 1883 (明治16) | 2-13 多摩川に六郷橋架橋 5-1 共同運輸会社, 横浜一神戸間に航路開設 6- 八王子に武相蚕糸改良協会設立 7-1 横浜生糸売込問屋, 申合規則を制定 | 3- 地租条例制定 この年松方デフレ政策により農村の不況深刻化, 全国に負債返弁騒擾起こる |
| 1884 (“17) | 4-21 横浜市茶業組合を設立 9-30 地租条例取扱心得書を制定 9- 内国通運会社, 東京・横浜から船便で各府県庁所在地までの貨物輸送を開設 10-24 鎌倉・石井鉄之助, 木綿紡績器械発明 10-31 会計年度改正('86年度から実施) 12- 横浜石川口製鉄所, 東京石川島に移転 | 12- 鎮守府条例制定 |
| 1885 (“18) | 1-6 同業組合準則を制定 4-9 小作慣行調査実施 9-29 日本郵船会社(三菱会社と共同運輸会社の合併)設立(10-1 開業, '86-10 本店を東京から横浜に移転, '89-4 本店を東京に復す) | 5- 日本銀行, 兌換銀行券を発行 12- 内閣制度発足 |
| 1886 (“19) | 2- 横浜に明治屋開業 3- 横浜蚕糸売込商組合設立 7- 横浜にジャパン=ブルワリー会社設立 12-9 横浜株式取引所設立(10日立会開始) 12-28 地方税及び備荒儲蓄金徴収規則制定 この年, 相模原に漸進社(共同生糸揚返所)創立 | |
| 1887 (“20) | 4- 浅野回漕部(東洋汽船の前身)設立 7-7 横浜正金銀行条例公布 7-11 官鉄, 横浜一国府津間開通 10-27 豆相汽船会社, 国府津一熱海間汽船開業 11-4 横須賀造船所で初の鋼鉄軍艦「葛城」竣工 | 3- 所得税法公布 5- 私設鉄道条例公布 5- 漁業組合準則公布 |
| 1888 (“21) | 5-3 甲相武3国の国境道路が開通 5-14 ジャパン=ブルワリー, 麒麟ビールを発売 10-1 小田原馬車鉄道, 国府津一湯本間開業 | 4- 市制・町村制公布 |
| 1889 (“22) | 2-1 官鉄, 国府津一静岡間開通 6-16 横須賀線, 大船一横須賀間全通 9- 横浜築港工事(大棧橋・防波堤の築造)着手 11-4 横浜共同電燈会社設立('90-10-1 開業) この年, 山北・尺里山に温州蜜柑を栽培 | 2- 大日本帝国憲法公布 3- 土地台帳規則公布 7- 東海道線全通 |
| 1890 (“23) | 6-9 桑野・石塚重太郎, 煙草製造水車器械を発明 6- 鈴木三郎助, 葉山で本格的にヨード製造を開始(味の素の起源) | 4- 商法公布 5- 府県制・郡制公布 8- 銀行条例公布 12- 電話開業 |
| 1891 (“24) | 6-4 横浜船渠会社設立許可 | |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | <p>会社を改組，横浜第二国立銀行設立 一地租改正実施による地引絵図の作成各村で開始</p> <p>8- 陸運元会社('75-2 内国通運会社)，神奈川一小田原間に郵便物の馬車輸送を開始</p> <p>12-14 横浜牧畜会社設立</p> | |
| 1875 (明治 8) | <p>2-3 三菱商会，横浜一上海間の航路を開設</p> <p>3-5 横須賀造船所で建艦第 1 号「清輝」進水</p> <p>10-5 神奈川一八王子駅間の新道工事落成</p> <p>12-20 神奈川県に勸業課を設置</p> | <p>9- 租税・賦金を国税・府県税と改称</p> <p>12- 海面官有宣言布告</p> |
| 1876 (" 9) | <p>4-18 足柄県廃止，相模国 7 郡神奈川県に編入</p> <p>5-25 小田原支庁設置('78-11-30 廃止)</p> <p>6-22 県庁に物産振興のため勸業掛を設置</p> <p>8- 東海道郵便馬車開業</p> <p>9-2 英国 P & O 汽船，横浜一上海航路を開設</p> <p>9-21 横浜生糸相場，開港以来の高値を記録</p> | <p>7- 三井物産会社設立</p> <p>8- 金禄公債証書発行 条例公布</p> |
| 1877 (" 10) | <p>2-9 県養蚕試験場を小田原に設置</p> <p>4-2 横須賀一横浜間往復便船開設</p> <p>10-13 横浜生糸商，生糸商人申合規約を制定</p> | <p>1- 地租軽減</p> <p>8- 第 1 回内国勸業博 覧会開催</p> |
| 1878 (" 11) | <p>7-30 横浜第七十四国立銀行開業</p> <p>11-7 多摩郡を 3 郡に分割</p> | <p>5- 金銀複本位制</p> <p>7- 三新法公布</p> |
| 1879 (" 12) | <p>3-7 横浜洋銀取引所設立(9-22 横浜取引所)</p> <p>3-11 神奈川県会開会</p> <p>7- 地方税則・営業税雑種税則施行</p> <p>9-15 第 1 回製茶共進会を横浜で開催</p> <p>11-1 第 1 回生糸繭共進会を横浜で開催</p> | |
| 1880 (" 13) | <p>1- 横浜製鉄所，横浜石川口製鉄所と改称</p> <p>2-6 仙石原に勸業試験牧場(のちの耕牧舎)開設</p> <p>2-28 横浜正金銀行開業</p> <p>4-13 横浜商法会議所設立(5-25 開所)</p> <p>9-13 横浜取引所，株式取引所と改称</p> <p>この年，生糸同伸会社設立(1909年解散)</p> | <p>11- 工場払下概則制定</p> <p>11- 土地売買譲渡規則 制定</p> |
| 1881 (" 14) | <p>3-29 武蔵・相模・上総・下総四か国浦方漁業 契約を締結</p> <p>5-23 馬車取締規約を制定</p> <p>6-16 漁業及採藻営業規則を制定</p> <p>7-6 水車規則を制定</p> <p>8-29 人力車並挽夫営業取締規則を制定</p> <p>9-17 横浜連合生糸荷預所開業('82-6 解散)</p> <p>12- 神奈川県市場開設</p> | <p>4- 大日本農会設立・ 農商務省新設</p> <p>11- 日本鉄道会社設立</p> <p>12- 大日本水産会設立</p> |
| 1882 (" 15) | <p>3- 横浜スカーフ染色工場「伊豆庄」開設</p> <p>5-1 南多摩郡木曾・根岸村秣場騒擾起る</p> | <p>6- 日本銀行条例制定</p> <p>10- 紡績連合会設立</p> |

年 表

- 1 本年表は、1868—1913年までの事項を県内と国内に区分して取めた。
- 2 収録事項の年月日は、西暦を基準とし、1872（明治5）年までは陰暦によった。

| 西 暦 (年号) | 県 内 | 国 内 |
|------------------------|---|---|
| 1868 (慶応4) (明治1) | <p>3-19 横浜裁判所(4-20 神奈川裁判所)を設置</p> <p>閏4-1 横浜裁判所、旧幕府の横須賀・横浜の両製鉄所を接收</p> <p>5- 横須賀製鉄所、最初の修船台を竣工</p> <p>6-17 神奈川裁判所を神奈川府(9-21 県)と改称</p> <p>12-6 金札を発行('69-12-23廃止)</p> | <p>1-3 戊辰戦争開始</p> <p>5- 太政官札発行</p> <p>9-8 年号を明治と改元</p> |
| 1869 (明治2) | <p>1- 横浜に丸屋商社('94丸善棧と改称)開業</p> <p>2- 相模灘海岸村々、根拵網張立てを設置</p> <p>2- 横浜為替会社設立</p> <p>5- 成駒屋、横浜—東京間に乗合馬車を開業</p> <p>10-4 横浜為替会社、金券を2種発行</p> <p>11-3 横浜に鶴屋呉服店(現松屋百貨店)開業</p> | <p>5- 戊辰戦争終結</p> <p>6- 版籍奉還</p> <p>7- 大蔵省設置</p> <p>12- 電信創業</p> |
| 1870 (“3) | <p>1- 回漕会社、横浜—神戸間に定期航路を開設</p> <p>4-1 横浜為替会社、洋銀券取扱規定を制定</p> <p>7- 弘明商会、横浜—東京間に蒸汽船を就航</p> <p>11- 人力車営業、川崎・神奈川で開始</p> | <p>1- 蒸気郵船規則制定</p> |
| 1871 (“4) | <p>2-8 横須賀製鉄所(4-9 横須賀造船所)、第1期工事竣工</p> <p>9- 神奈川県に定額常備金設置</p> <p>11-14 足柄県設置</p> | <p>4- 郵便創業</p> <p>5- 新貨条例公布</p> <p>7- 廃藩置県</p> <p>9- 田畑勝手作許可</p> |
| 1872 (“5) | <p>3- 神奈川県、横浜市街地改革—地券制度実施</p> <p>5-23 横須賀造船所で御召艦「蒼龍」進水</p> <p>5- 横浜に横浜陸運会社設立</p> <p>7-9 横浜市中から地券税、村方町地から沽券税を徴収</p> <p>9-12 横浜—新橋間に鉄道開業</p> <p>9- 足柄県管下脇往還の陸運会社、足柄上郡矢倉村など11か所に設立</p> | <p>2- 土地売買の禁解除</p> <p>6- 陸運元会社設立</p> <p>7- 壬申地券交付</p> <p>11- 国立銀行条例公布</p> <p>11- 太陽暦を採用</p> |
| 1873 (“6) | <p>2- 僕婢・馬車・人力車・駕籠・乗馬・遊船等諸税規則を制定</p> <p>6-1 横浜に生糸改会社開業</p> <p>6- 横浜・堤磯右衛門、石鹼製造を開始</p> <p>9-15 横浜—新橋間の鉄道、貨物輸送を開始</p> | <p>6- 三菱商会設立</p> <p>7- 地租改正条例布告</p> |
| 1874 (“7) | <p>3-31 地租改正施行規則を告示、反別地価等書上心得を制定</p> <p>7-7 横浜・内田町海面埋立完成 -18 横浜為替</p> | <p>6- 北海道屯田兵制度設置</p> |

| 市町村名 | 旧町村数 | 旧郡名 | 旧 町 村 名 | 市町村名 | 旧町村数 | 旧郡名 | 旧 町 村 名 |
|------|------|-----|--|------|------|-----|--|
| | | | 谷津 板橋 風祭 水野尾 入生田 後河原 早川 石橋 米神 根府川 江ノ浦 山王原 網一色 今井 中島 町田 池戸新田 荻窪 池上 堤新田 井細田 久野 多古 穴部 穴部新田 府川 北ノ久保 飯田岡 清水新田 新屋 柳新田 小台 成田 堀之内 蓮正寺 桑原 西大友 東大友 永塚 延清 千代 高田 別堀 中里 下堀 矢作 飯泉 鴨宮 上新田 中新田 下新田 酒匂 小八幡 国府津 前川 羽根尾 中村原 小船 上町 沼代 小竹 曾我谷津 曾我岸 曾我原 曾我別所 田嶋 中曾根 | 座間市 | 5 | 高座 | 座間宿 座間入谷 新田宿 四ッ谷 栗原 |
| | | | 小和田 菱沼 赤羽根 室田 茅ヶ崎 下町屋 松尾 柳島 中島 萩園 浜之郷 矢畑 円藏 西久保 高田 甘沼 堤 香川 下寺尾 行谷 芹沢 平太夫新田 今宿 | 南足柄市 | 26 | 足柄上 | 狩野 中沼 三竹山 沼田 岩原 塚原 駒形新宿 和河原 炭焼所 竹松 班目 千津島 埴下 怒田 雨坪 飯沢 猿山 関本 福泉 弘西寺 町野岩 町野一色 矢倉沢 内山 小市 平山 |
| 茅ヶ崎市 | 23 | 高座 | | 綾瀬市 | 8 | 高座 | 吉岡 上土棚 本蓼川 蓼川 深谷 寺尾 早川 小園 |
| | | | 新戸 磯部 上鶴岡 鶴野森 淵野辺 上矢部 上矢部新田 上相原 橋本 小山 上九沢 下九沢 大島 上溝 下溝 当麻 田名 清兵衛新田 | 葉山町 | 6 | 三浦 | 堀内 一色 長柄 上山口 下山口 木古庭 |
| 逗子市 | 8 | 三浦 | 小坪 桜山 沼間 逗子 山根 池子 久野谷 柏原 | 寒川町 | 11 | 高座 | 一之宮 田端 上大曲 下大曲 中瀬 倉山 岡田 大藏 小谷 小動 倉見 |
| 相模原市 | 18 | 高座 | | 愛川町 | 8 | 愛甲 | 熊坂 半纏 八管 八菅山新田 角田 田代 三増 半原 |
| | | | 城 本和田 和田赤羽根 和田竹之下 入江新田 三戸 上宮田 下宮田 小網代 諸磯 三崎 二町谷 中之町岡 東岡 原 宮川 向ヶ崎 城ヶ島 松崎 毘沙門 金田 菊名 高円坊 | 清川村 | 2 | 愛甲 | 煤ヶ谷 宮ヶ瀬 |
| 三浦市 | 23 | 三浦 | | 大磯町 | 11 | 海綾 | 国府本郷 国府新宿 寺坂 生沢 虫窪 黒岩 西ノ久保 大磯宿 東小磯 西小磯 高麗寺 |
| | | | 八沢 菖蒲 柳川 三遷部 | 二宮町 | 5 | 海綾 | 二ノ宮 川匂 山西 一色 中里 |
| 秦野市 | 32 | 足柄上 | | 中井町 | 16 | 大住 | 五分一 |
| | | 大住 | 上大槻 下大槻 南矢名 北矢名 落幡 曾屋 糞毛 小糞毛 寺山 名古屋 落合 東田原 西田原 羽根 菅地 横野 戸川 三屋 堀川 堀斉藤 堀沼城 堀山下 千村 淡沢 平沢 今泉 尾尻 大竹 | 大井町 | 10 | 足柄上 | 上大井 西大井 金子 山田 赤田 高尾 柳窪 柳 藤窪 |
| | | | 愛甲 船子 恩名 厚木 戸室 温水 長谷 岡津古久 小野 愛名 上古沢 下古沢 林 妻田 及川 関口 上依智 中依智 下依智 山際 金田 三田 上荻野 中荻野 下荻野 飯山 猿ヶ島 棚沢 川入 七沢 川入五ヶ村新田 山際村新田 原地新田 尼寺原新田 | 松田町 | 10 | 足柄上 | 神山 松田惣領 松田座子 董沼 弥敷寺 中山 土佐原 大寺 宇津茂 虫沢 |
| 厚木市 | 41 | 大住 | | 山北町 | 14 | 足柄上 | 川村向原 川村岸 川村山北 菅瀬川 都夫良野 湯触 川西 山市場 神繩 世附 中川 玄倉 谷ヶ平山 |
| | | 愛甲 | | 開成町 | 8 | 足柄上 | 吉田島 牛島 宮ノ台中之名 円通寺 延沢 金井島 岡野 |
| | | | 上和田 下和田 福田 深見 上草柳 下草柳 下鶴岡 | 箱根町 | 12 | 足柄上 | 仙石原 宮城野 芦野湯 |
| | | | 上糟屋 下糟屋 東富岡 西富岡 粟久保 高森 石田 見附島 下落合 小箱葉 上谷 下谷 沼目 上平岡 下平岡 伊勢原 田中 大竹 板戸 馬渡 大匂 善波 串橋 笠窪 白根 神戸 栗原 坪之内 三之宮 上子安 下子安 大山 日向 池端 坂本 | 真鶴町 | 2 | 足柄下 | 岩 真鶴 |
| 大和市 | 7 | 高座 | | 湯河原町 | 7 | 足柄下 | 福浦 土肥吉浜 土肥鍛冶屋 土肥門川 土肥堀之内 土肥宮上 土肥宮下 |
| 伊勢原市 | 35 | 大住 | | 城山町 | 5 | 津久井 | 上中沢 下中沢 上川尻 下川尻 薬山鳴 |
| | | | 本郷 上河内 中河内 杉窪 大谷 河原口 園分 今里 上郷 中野 中新田 社家 門沢橋 上今泉 下今泉 柏ヶ谷 望地 | 津久井町 | 13 | 津久井 | 青根 鳥屋 青野原 中野 青山 三ヶ木 又野 太井 上長竹 下長竹 根小屋 三井 小倉 |
| 海老名市 | 17 | 高座 | | 相模湖町 | 5 | 津久井 | 千木良 若柳 寸沢嵐 与瀬 小原宿 |
| | | | | 森野町 | 8 | 津久井 | 吉野宿 沢井 佐野川 小淵名倉 日連 牧野 関野宿 |

現行市町村別旧村一覽 (昭和56年2月1日現在)

(注) 『新編相模国風土記』、『新編武藏風土記』、『旧旧領取調帳』によった。

| 市町村名 | 旧町村数 | 旧郡名 | 旧 町 村 名 | 市町村名 | 旧町村数 | 旧郡名 | 旧 町 村 名 |
|-------|------|-----|--|-------|------|-----|--|
| 横浜市 | | | | 川崎市 | | | |
| 鶴見区 | 15 | 橘 樹 | 駒岡 上末吉 下末吉 鶴見 生斐 獅子ヶ谷 東寺尾 馬場 北寺尾 市場 菅沢 矢向 江ヶ崎 小野新田 潮田 | 川 崎 区 | 15 | 橘 樹 | 小土呂町 砂子町 新宿町 久根崎町 下新田 渡田 小田 大島 池上新田 堀之内 大湖原 川中島 稻荷新田 中島 田辺新田 |
| 神奈川区 | 17 | 橘 樹 | 神奈川町 青木町 三ヶ沢 松本 沢渡 西寺尾 三枚橋 東子安 西子安 神奈川町耕地 白旗 片倉 下菅田 神大寺 羽沢 六角橋 新宿 | 幸 区 | 10 | 橘 樹 | 鹿島田 南加瀬 北加瀬 南河原 戸手 小向 古川 小倉 塚越 下平間 |
| 西 区 | 6 | 橘 樹 | 芝生 岡野新田 藤江新田 | 中 原 区 | 13 | 橘 樹 | 井田 今井 宮内 小杉 上平間 上九子 中九子 苜宿 木月 上小田中 下小田中 市ノ坪 新城 |
| 中 区 | 6 | 久良岐 | 戸部 尾張屋新田 平沼新田 | 高 津 区 | 28 | 橘 樹 | 上菅生 下菅生 五段田 長尾 上作延 下作延 久地 溝ノ口 二子 久本 末長 平土橋 馬組 有馬 梶ヶ谷 久末 清沢 上野川 下野川 子母口 明津 蟹ヶ谷 岩川 新作 坂戸 諏訪河原 北見方 |
| 南 区 | 10 | 久良岐 | 中村 堀之内 井土ヶ谷 蒔田 下大岡 中里 弘明寺 別所 永田 引越 | 多 摩 区 | 20 | 多 摩 | 中野嶋 |
| 港南区 | 14 | 久良岐 | 宮ヶ谷 金井 宮下 吉原 雑色 松本 関 上大岡 最戸 久保 | | | 橘 樹 | 金程 細山 菅 高石 天真寺新田 登戸 宿河原 堰 |
| | | 鎌 倉 | 上野庭 下野庭 永谷上 永谷中 | | | 都 筑 | 万福寺 古沢 黒川 栗木 伍力田 片平 上麻生 下麻生 早野 王禪寺 岡上 |
| 保土ヶ谷区 | 17 | 橘 樹 | 保土ヶ谷町 上若間町 下若間町 上神戸町 下神戸町 和田 帷子上町 帷子町 下星川 坂本 仏向 | 横須賀市 | 43 | 三 浦 | 浦ノ郷 芦名 秋谷 佐島 長坂 荻野 林 大田 須軽谷 長井 長沢 津久井 武衣笠 大矢部 小矢部 岩戸 久里浜 久村 内川新田 東浦賀 西浦賀 西浦賀分郷 公郷 金谷 深田 中里 不入斗 上平作 下平作 池上 田浦 船越新田 長浦 横須賀 逸見 佐野 大津 走水 鴨居 森崎 佐原 野比 |
| | | 都 筑 | 今井 今井新田 川島 上星川 新井新田 上菅田 | | | 大 住 | 八幡 田村 四之宮 下島 大神 吉原 馬入 須賀 豊田本郷 宮下 小嶺 平等寺 大島 小鍋島 打間水 新土 西海地 城所 北上山郷 下入山郷 矢崎 大畑 九島 寺田 繩 上大郷 入野 飯島 長持 長持入部 中原 上宿 中原 下原 南原 平塚宿 徳延 平塚新宿 久松 松延 根坂間 河内 公所 上吉沢 下吉沢 千須谷 広川 片岡 土屋 南金目 北金目 大句 馬渡 真田 朝氏 |
| 旭 区 | 18 | 都 筑 | 市野沢 今宿 鶴ヶ峰新田 白根 小高新田 岡津新田 本宿 二俣川 三段田 密経新田 川井 上川井 下川井 坂倉新田 膳部谷 糠ヶ谷 二又川 川島 | 平塚市 | 56 | 淘 綾 | 山下 高根 万田 出縄 |
| 磯子区 | 13 | 久良岐 | 永取沢 滝頭 磯子 岡 森公田 森雑色 森中原 杉田 峯 中里 矢部野 栗木 田中 | | | 大 住 | 山之内 雪下 大町 小町 扇ヶ谷 二階堂 西御門 十二所 浄妙寺 材木座 乱橋 長谷 坂之下 徳楽寺 峠 山崎 台 小袋谷 大船 岩瀬 今泉 城廻 関谷 榎木 岡本 上町谷 寺分 梶原 谷合 四ヶ村 常葉 津 腰越 手広 笛田 山谷新田 |
| 金沢区 | 14 | 久良岐 | 社家分 寺分 平分 洲崎 泥亀新田 町屋 谷津 柴富 岡宿 坂本 赤井 寺前 野島 | 鎌倉市 | 35 | 鎌 倉 | 山之内 雪下 大町 小町 扇ヶ谷 二階堂 西御門 十二所 浄妙寺 材木座 乱橋 長谷 坂之下 徳楽寺 峠 山崎 台 小袋谷 大船 岩瀬 今泉 城廻 関谷 榎木 岡本 上町谷 寺分 梶原 谷合 四ヶ村 常葉 津 腰越 手広 笛田 山谷新田 |
| 港北区 | 27 | 橘 樹 | 矢上 上駒林 中駒林 下駒林 駒ヶ橋 北綱島 箕輪 小机 南綱島 大曾根 榑 師岡 大豆戸 菊名 太尾 篠原 岸根 鳥山 | 藤沢市 | 36 | 高 座 | 藤沢宿 大久保町 坂戸町 稲荷 大庭 石川 今田 亀井野 西野野 鶴沼 羽島 辻 堂 遠藤 葛原 打戻 瀬郷 宮原 用田 円行 萬蒲沢 下土棚 長後 七ッ木 千束 |
| | | 都 筑 | 新羽 高田 牛久保 山田 茅ヶ崎 勝田 大瀬 大瀬下山田 吉田 | | | 鎌 倉 | 高谷 小塚 宮ノ前 弥強寺 大堀 崎津 渡内 片瀬 川名 江島 西 狐師町 |
| 緑 区 | 36 | 都 筑 | 猿山 中山 榎下 台 青砥 西八朔 十日市場 北八朔 本郷 川向 東方 折本 大熊 池辺 佐江戸 恩田 黒須田 上谷本 下谷本 寺山 鴨居 川和 荏田 上鉄 中鉄 下鉄 市ヶ尾 石川 奈良 小山 成合 寺家 鴨志田 長津田 大場 久保 | 小田原市 | 93 | 足柄上 | 下大井 鬼柳 栢山 曾比 上曾我 曾我大沢 |
| | | 都 筑 | 猿山 中山 榎下 台 青砥 西八朔 十日市場 北八朔 本郷 川向 東方 折本 大熊 池辺 佐江戸 恩田 黒須田 上谷本 下谷本 寺山 鴨居 川和 荏田 上鉄 中鉄 下鉄 市ヶ尾 石川 奈良 小山 成合 寺家 鴨志田 長津田 大場 久保 | | | 足柄下 | 新宿町 万町 高梨町 宮前町 本町 中宿町 山角町 茶畑町 榎干橋町 筋違橋町 代官町 千度小路 古新宿町 青物町 台宿町 一町田町 大工町 須藤町 竹花町 小田原城(侍屋敷) |
| 戸塚区 | 39 | 鎌 倉 | 笠間 長沼 上倉田 下倉田 戸塚宿 吉田町 矢部町 上之 鎌治ヶ谷 中之 小菅ヶ谷 公田 桂 舞岡 上柏尾 下柏尾 平戸 前山田 後山田 品濃 秋葉 名瀬 上矢部 中田 和泉 岡津 上飯田 下飯田 長尾台 飯島 金井 小雀 田谷 原宿 深谷 汲沢 東俣野 上俣野 山谷新田 | | | 鎌 倉 | 高谷 小塚 宮ノ前 弥強寺 大堀 崎津 渡内 片瀬 川名 江島 西 狐師町 |
| 瀬谷区 | 4 | 鎌 倉 | 宮沢 阿久和 瀬谷 瀬谷新田 | | | 足柄上 | 下大井 鬼柳 栢山 曾比 上曾我 曾我大沢 |

〈尺貫法〉

1石=10斗=100升=180.391リットル=英国制 39.6815ガロン=米国制(液) 47.655
ガロン=米国制(穀)40.952ガロン

重量

〈メートル法〉

1トン=1000キログラム=0.98419英トン=266.667貫

1キログラム=1000グラム=2.20462ポンド=266.7匁

1グラム=1000ミリグラム=0.03527オンス=0.2667匁

〈尺貫法〉

1貫=1000匁=3.75キログラム=8.2673ポンド=0.0036908英トン=0.0041337米トン

1斤=160匁=0.6キログラム=1.32277ポンド

特殊単位

米1俵=60キログラム=約4斗(玄米)

小麦粉1袋=25キログラム(紙または布袋)

綿花1俵=478ポンド=216.8キログラム

綿糸1梱=400ポンド=181.437キログラム

綿糸番手=1^か総(840ヤード)にて重量1ポンドを単位とする。10^か総にて1ポンドのものを十番手という。その他これに準ず。

生糸1俵=132.275ポンド=60キログラム

1ピクル(砂糖・米など)=60479キログラム=16.128貫=100斤=133.33ポンド

デニール(生糸・人絹織度)=長さ450メートルにて重量0.05グラムを単位とする。

羊毛(豪州)1俵=300ポンド(脂付羊毛重量)

木材1石=1尺角長さ10尺=10立方尺, 1立方メートル=3.594石

石油1バレル=42米国ガロン=0.159キロリットル

石油1ドラムカン=200リットル

石油1カン=5ガロン=18リットル

1キロワット=1000ワット, 1キロワットの電力が1時間続くとき, その電力量は1キロワット時。

1海里=1.852キロメートル=0.47157里

ノット=海里数で示す1時間の船の速力。

1尋(水深)=1.818メートル=5.54フィート=6尺

船舶トン

排水量トン=軍艦に用い, 船の重量を排水量であらわすもので, 1トンは海水35立方フィートの重量。

総トン=主として商船に用い, 船の全容積をあらかわすもので, 1トンは100立方フィート(約2.83立方メートル)。

重量トン=貨物船に用い, 1トンは2240ポンド(即ち英トン)。

度量衡換算表

長さ

〈メートル法〉

1 キロメートル=1000メートル=0.62137マイル=0.25463里=9丁10間

1 メートル=3.28084フィート=39.370インチ=3.3尺

1 デシメートル=0.1メートル

1 センチメートル=0.01メートル=0.3937インチ=0.33寸

〈ヤード・ポンド法〉

1 マイル=1760ヤード=1.6093キロメートル=80チェーン=14丁45間=0.4098里

1 チェーン=22ヤード=20.1168メートル=66.3854尺

1 ヤード=3フィート=0.9144メートル=3.0175尺

1 フィート=12インチ=0.3048メートル=1.0058尺

1 インチ=2.5400センチメートル=0.8382寸

〈尺貫法〉

1 里=36丁=3.9273キロメートル=2.4403マイル

1 丁=60間=0.1091キロメートル=119.303ヤード

1 間=6尺=1.8181メートル=1.9884ヤード=5.9652フィート

1 尺=10寸=0.30303メートル=0.9942フィート=11.930インチ

面積

〈メートル法〉

1 ヘクタール=100アール=2.4711エーカー=1.00833町歩

1 平方キロメートル=1000000平方メートル=0.38610平方マイル=100.833町歩

〈ヤード・ポンド法〉

1 エーカー=4840平方ヤード=40.469アール=40.806畝

1 平方マイル=640エーカー=2.5899平方キロメートル=261.1584町歩

〈尺貫法〉

1 町歩=10反=99.174アール=2.4506エーカー

1 反=10畝=9.9174アール=0.24506エーカー

1 畝=30歩(坪)=0.99174アール

1 歩=1坪=1間平方=3.30579平方メートル=3.95369平方ヤード

体積

〈メートル法〉

1 リットル=1000立方センチメートル=0.26417ガロン=0.55435升

1 立方メートル=35.315立方フィート=5.5435石=35.937立方尺

〈ヤード・ポンド法〉

1 ブッシュェル=8ガロン=英国制36.3677リットル=2.0161斗=米国制35.238リットル=1.9534斗

あとがき

神奈川県史の構成は、次のとおり、資料編・通史編・各論編・別編の合計三十六卷（三十八冊）である。

| | | | | | | |
|---------------|----------|-------------|-----------|------|-----|----------|
| —資料編— | | 9 近 | 世(6)交通・産業 | 20 考 | 古資料 | —各論編— |
| 1 古代・中世(1)古代 | 建治 | 10 近 | 世(7)海防・開国 | 21 統 | 計 | 1 政治・行政 |
| 2 古代・中世(2)弘安 | 鎌倉末 | 11 近代・現代(1) | 政治・行政 1 | | | 2 産業・経済 |
| 3 古代・中世(3上)建武 | 永享 | 12 近代・現代(2) | 政治・行政 2 | | | 3 文 |
| 3 古代・中世(3下)嘉吉 | 天正 | 13 近代・現代(3) | 社 会 | | | 4 自 |
| 4 近 | 世(1)藩領 1 | 14 近代・現代(4) | 文 化 | | | 5 民 |
| 5 近 | 世(2)藩領 2 | 15 近代・現代(5) | 涉 外 | | | 俗 |
| 6 近 | 世(3)幕領 1 | 16 近代・現代(6) | 財政・金融 | | | —別編— |
| 7 近 | 世(4)幕領 2 | 17 近代・現代(7) | 近代の生産 | | | 1 人 |
| 8 近世(5上)旗本領 | 寺社領 1 | 18 近代・現代(8) | 近代の流通 | | | 2 資料所在目録 |
| 8 近世(5下)旗本領 | 寺社領 2 | 19 近代・現代(9) | 現代の経済 | | | 3 年 表 |

本巻は、このうち、通史編の第六卷近代・現代(3)産業・経済1である。

本巻の発行にあたっては、竹内理三総括監修者のもとに、監修・編集・執筆には、安藤良雄主任執筆委員、編集・執筆には、寺谷武明・丹羽邦男・林健久・三和良一・山本弘文各執筆委員がそれぞれ当たられ、以上の委員のほか小林謙一・原司郎・原田勝正の諸氏に執筆をお願いした。以上の方々に対し、ここから心からお礼を申し上げる次第である。

本巻には、すでに発行した神奈川県史の各資料編に収録した資料はもとより、これまで県史編集室で長年にわたって調査・収集してきた多くの資料を利用し、さらに新たに提供していただいた資料を利用させていただいた。これら関係各位の御協力に対して感謝申し上げます。

なお、部落差別問題（同和問題）についての本県の基本方針は次のとおりであり、本県史の編集もこの方針に沿って編集したものであることを付言したい。

同和問題は、日本の歴史の過程で人為的につくられたものである。江戸幕府は、封建的身分制度として、士・農・工・商とさらにその下の身分をつくった。このような身分差別に基づいて日本国民の一部の人びとが社会的、経済的、文化的に低い状態におかれ現代の社会でも著しく基本的人権が侵害されている。しかし、世間の一部の人びとの間では、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国にはもはや存在しないという考え方があがるが、同和問題は結婚差別などに見られるように厳然たる事実として存在し、日本国民のだれにも等しく保障されている市民的権利と自由が、完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題となっている。

この問題の解決をめざして、県では「これを未解決のまま放置しておくことは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ行政の責任であって、同時に国民的課題である。」との基本的認識のもとに、同和对策を、新神奈川県計画に盛り込み、県の重要施策として位置づけ、関係市町と協力し、各種の事業を行っているところである。

昭和五十六年三月

神奈川県県民部県史編集室長

主な関係者名簿

神奈川県史編集懇談会会員（順不同）昭和五十六年二月一日現在

- 長洲 一二 神奈川県知事（会長）
 - 石井 孝 津田塾大学教授
 - 上野 豊 神奈川県商工会議所連合会会長
 - 小串 靖夫 神奈川県中央会・信連・経済連・共済連会長
 - 呉 文炳 元日本大学総長
 - 清水 末雄 神奈川県新聞社会長
 - 高村 象平 慶応義塾大学名誉教授
 - 永田 衡吉 芸能史家
 - 脇村義太郎 東京大学名誉教授
 - 岩本 直通 神奈川県議会議長
 - 中井 一郎 神奈川県市長（会長）
 - 柳川 賢二 神奈川県町村会会長
- 神奈川県史編集委員会委員（順不同）昭和五十六年三月一日現在
- 委員長 知事 長洲 一二
 - 副委員長 副知事 湯沢 信治

副委員長 県史総括監修者兼主任執筆委員 竹内 理三
 委員 県史主任執筆委員 大久保利謙

- 〃 〃 〃
- 〃 〃 〃 県総務部長 児玉 幸多
- 〃 〃 〃 県県民部長 安藤 良雄
- 〃 〃 〃 県教育長 八木 敏行
- 〃 〃 〃 県立図書館長 高瀬 孝夫
- 〃 〃 〃 県立川崎図書館長 堀池 慶一
- 〃 〃 〃 県立博物館長 榎原 良彦
- 〃 〃 〃 県県民部参事兼県史編集室長 戸栗 栄次
- 〃 〃 〃 県立図書館長 島田昭一郎
- 顧問 （東京大学名誉教授） 坂本 太郎

神奈川県史執筆委員（五十首順） 昭和五十六年二月一日現在

- 原始・古代及び中世
- 赤星 直忠 元県文化財保護審議会委員
 - 岡本 勇 県文化財保護審議会委員
 - 〇竹内 理三 元東京大学教授（県史総括監修者）
 - 貫 達人 青山学院大学教授
 - 百瀬今朝雄 東京大学教授

近世

青木美智男 日本福祉大学助教授

川名 登 千葉経済短期大学教授

神崎 彰利 明治大学講師

木村 礎 明治大学教授

○児玉 幸多 学習院大学名誉教授

近代及び現代(政治・社会・文化担当)

今井 庄次 東京外国語大学教授

江村 栄一 政法大学教授

○大久保利謙 元立教大学教授

金原 左門 中央大学教授

山口 修 聖心女子大学教授

近代及び現代(産業・経済担当)

○安藤 良雄 東京大学名誉教授

腰原 久雄 横浜国立大学助教授

寺谷 武明 横浜市立大学教授

丹羽 邦男 神奈川大学教授

林 健久 東京大学教授

三和 良一 青山学院大学教授

山本 弘文 政法大学教授

○印は、各時代担当の県史主任執筆委員を示す。

神奈川県史編集参与(五十首順)

昭和五十六年二月一日現在

秋本 益利 横浜市立大学教授

浅香 幸雄 専修大学教授

大岡 実 日本大学教授

大藤 時彦 成城大学名誉教授

小出 義治 神奈川歯科大学助教授

酒井 恒 東京家政学院大学教授

佐野 大和 国学院大学教授

玉村 竹二 元東京大学教授

辻 達也 横浜市立大学教授

長倉 保 神奈川大学教授

服部 一馬 横浜市立大学教授

藤田 経世 跡見学園女子大学教授

本阿弥宗景 元県文化財保護審議会委員

見上 敬三 横浜国立大学教授

三上 次男 青山学院大学教授

宮脇 昭 横浜国立大学教授

森 栄一 元県文化財保護審議会委員

山中 裕 東京大学教授

吉川 逸治 東京大学名誉教授

神奈川県史 通史編 6 近代・現代(3)

第29回発行

昭和56年3月10日印刷

非売品

昭和56年3月25日発行

編集 神奈川県民部県史編集室

発行 神奈川県

横浜市中区日本大通1

印刷 大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町1丁目12番地

神奈川
県史だより
通史編
6
近代・現代
(3)

第29回発行
昭和56年3月

| | |
|--------------------------------|---------|
| ○ 関東都県民の意識について…………… | 土屋喬雄 |
| ○ むらの「明治大正」…………… | 和田傳 |
| ○ 一九世紀における イギリス植民都市と横浜…………… | 石塚裕道 |
| ○ 神奈川県史編別構成…………… | |
| ○ 編集室から…………… | |
| ○ 昭和五十六年度発行予告…………… | |
| | 8 7 5 5 |
| | 3 1 |

神奈川県民部
県史編集室

関東都県民の意識について

土屋 喬 雄

(一)

東京生れの私は、少年時代に「江戸ッ子」と自称して誇りに感じていた。また私の祖父が徳川將軍家の旗本の一人で、四百石の知行取りであったと父から聞いて、東京生れだという誇りに幕臣の子孫という意識が重なって、相当強い「江戸ッ子」意識をもったことも記憶している。しかし、私がハイティーンになって、何でも合理的に物事を考え、非合理的な迷信や妄信に批判的になってから、私はなぜ東京生れや幕臣の子孫たることが、誇りに値いするのかという疑問をもった。そして大正時代にデモクラシー思想を学ぶようになってから、次のように考えた。

東京人の多くが、「江戸ッ子」を誇りにする意識をもった理由は、江戸時代將軍の城下町、明治になり東京へ奠都となり、一七世紀以来江戸・東京が首都となったからであろう。しかし、東京人が首都に生れ、住むことを自慢するだけでは意義のないことだと私は考えはじめた。

右に述べたような東京人の意識は、結局政府は人民の上であつて人民を治めるものだという官尊民卑の中央偏重的な意識に結びつくのである。言いかえれば、主権在民の民主主義の立場からすれば、非民主的・前近代的な意識のあらわれである。

とは言つても、東京に生れ、住んでいる人々の間には、そのような意識は今なお、薄くなったとしても残っていることは否めない。それがしだいに薄くなった過程をみると、まず「江戸ッ子」を誇る意識は江戸時代はもちろん、明治になつても相当強かつた。大正時代にデモクラシー思想が人々の心にある程度しみこむようになってから、その意識は相当薄らいだように私は感ずる。そして終戦後に憲法まで民主的なものになり、デモクラシーの思想・意識がもっと深く、もっと広く日本国民の心にしみこむようになってから、「江戸ッ子」・「東京ッ子」を誇る意識はもっと薄くなったように感じられる。

では、東京生れ東京住いの東京人は、故郷である東京につきどのようにかへるようになったか。いろいろの考え方があつたろうが、私自身の意識の変化としては、次のように考えるようになった。

(二)

一九二一（大正十）年から私は、日本経済史を母校の東京大学の経済学部で研究することになったが、最初に江戸時代の経済の研究

に取りかかった。ひろく農村経済史も重要と考へて、研究した。その時「江戸ッ子」・「東京ッ子」という郷土自慢と旗本の子孫を誇りにする気分が、まだ消え残っている自分の意識の批判的分析を次のように自らするようになった。

祖父の代までは、利根川の近くに四百石ほどの知行地をもらっていたので、私の先祖たちは、將軍家の代々の恩顧をありがたく思っていたわけであるが、それは封建時代の武士には一般のことであった。幕臣のみならず、諸藩の武士も主君の恩顧をありがたく思い、忠誠をつくすことを武士の本務と信じていたことは、みな同じであった。

しかし、封建時代の農村経済の面から見ると、恩顧意識の本となる知行なり俸禄なりの意味は、土地と民と農民(当時の百姓・農奴)の勤勞との結び付きを考へなければ、正しくとらえられるはずはない。將軍なり殿様の恩顧というが、その本となる知行・俸禄は何かといえば、農民の納める年貢より給せられるものであるから、農民の勤勞と土地と水の恩を考へなければ片手落ちだということになる。しかし、武士の多くは勤勞農民と土地と水の恩には深く思いを致さないで、將軍や殿様の恩だけをありがたく考へたようである。武士のなかにも、農民と土地と水の恩まで考へた人も少数はいたが、多くはほとんど主君の恩だけしか考へなかったようである。

こんなことを考へて、私は、さらに徳川幕藩封建経済の構造からみれば旗本の多くが関東の土地と水と農民の勤勞で生きていたし、私の祖父まで代々の祖先も、基本的には関東の農民と土地と水のお陰で生きてきたのだと考へるべきだと思つた。それ以来私は、関東の人民と土地と水につき深い関心をもつようになり、文献資料を集めた。

右のような考へ方に結びついた問題意識として、私は次のような

考へをもつていた。すなわちそれは、前にもふれたように、東京人が「江戸ッ子」とか「東京ッ子」とかいつて、自慢の種にしている江戸―東京は、何によつて成立したかを、民主的・合理的な意識をもつ東京人は考へなければならぬということである。そして経済的に江戸―東京の成立原因を考へることが必要だと思つた。関東という日本一の平野と東京湾があるから、江戸―東京が近世以降日本首都となりえたのである。その関東平野は利根川水系、荒川、多摩川、相模川等の諸川の水系によつて成立したもので、それら諸川の間には大きな山脈がないので、各川をつくった流域の平原がつらなつて一大平野を形成した。しかも関東平野は肥沃であり、生産性の高い農地が広く形成されたので、面積の大だけでなく、経済性でも大きなヒンターランドとなつたのである。

さらに、太平洋岸から深く湾入した東京湾があるので、水産物も豊富、交通の便もすぐれており、関東平野という大ヒンターランドと共に、江戸を大都市とし、経済的にも政治的にも日本の中心都市としたわけである。横浜が日本の最も重要な港となつたのも、東京湾岸でも大港に適する地形であることと東京という中心の大都市の近くに位置しているためである。かくて、横浜住民にも「浜ッ子」という「江戸ッ子」に類する誇りを示すことばを用いる人もあらわれることとなつたのである。

「江戸ッ子」も「浜ッ子」もいずれも、関東平野と東京湾によつて造られた中心の大都市・大港に生れ、住む人々であつて、関東平野・東京湾とのつながりを忘れ、あるいはそれを無視して「東京ッ子」、「浜ッ子」の意識をもつ人があるとすれば、自己の出生地・居住地についての正しい理解をもつ人とはいえないのではないかと思ふ。「東京ッ子」、「浜ッ子」を生み出したのは、もともと関東平野と東京湾であるといわなければならないからである。

その他の関東諸県、埼玉・神奈川・千葉・茨城・栃木・群馬の人々にも、もともと関東平野と東京湾が生みの親であることを忘れて、各県それぞれの県民という意識だけをもち人もあるかも知れない。すなわち、その成立理由を考えないで、それぞれの県民の誇りと愛県心をそれぞれもつ人もあるかも知れない。しかし、それでは考えが狭すぎるのであって、それら諸県民の共通の故郷は東京湾を含む関東大平野にあると言わなければならないのである。

したがって、東京都民をはじめ関東諸県民は、都民・県民の意識とともにそれを包含するもっと大きな関東人の意識をもつべきである。そして都民・各県民の意識よりも関東人の意識の方がより上位の意識と考えるべきではあるまいかと私は考えるのである。

(東京大学名誉教授)

むらの「明治大正」

和田 傳

農村のむらという地域共同体では、栽培する作物も全戸みな同じだったから、それは同時に運命共同体でもあって、そのむらのもつ権力は絶対的なものであった。

同じ水源からの田作りでは、耕耘も植え付けも草とりも、カミから順にしてシモへ水を廻わした。人より先に植えて多収を計ろうとしてもそれはならぬ。強いてやろうとしても「出る杭は打たれ」た。先んじてならぬが遅れることもならなかった。水はシモへ送らねばならぬからだ。亭主がのろくても女房がひッ端折っていた。その女房も始めからひッ端折っていたわけでもあるまいに、人間の

頭や才能は使えば使うほど良くなるものであった。そんな嫁にはしぜん爺も婆も勇みたつものであった。

明治の末期に小学生だった私をつかまえてむらのある年寄りがおもしろい話をきかせてくれた『……のろい亭主の女房はきたいにきれいな女で、だから田植えだけはその家が早くあげたもんだ。わかるか？ 明治も二十年ごろまでは田へおりに女は田股引など穿かなかった。赤い腰巻きだけが、田植えとなるとその腰巻きも短くひッ端折ってやったもんだ。だからよ、頼みもせぬに助っ人はわんさと集ったもんだい。……』そんな時代を私は知らないが、知っているのはその助っ人が決してよそむらの親類縁者などではなくて近所のクミアイの衆だったということである。徳川期らしい五人組のことを私の地方(厚木市)ではクミアイと呼んでいて、すでに徳川期の納税の連座制などはなくなっているとはいっても、むらの末端の組織として強力な連帯であった。家々はその連帯を固く信じてはいても、それは非常の時であるとし、平時はそれにたよることはならぬとして各戸一致団結して励んだ。「ひと様のおせわにならぬように」とは、むらの家々すべての強い戒律であり、その戒律の下にこそその一致団結であった。

私がそれを目のあたり見ながら育ち、深い感銘をもって見てきたものは、畑の草むしりにおける一家の団結ぶりであった。畑の草は、春から秋までむしるそばから生えて伸びきり、百姓の仕事と言えば草との組打ちであった。腰が曲り、地面を甜めるようにして歩く爺も婆も、畑の草むしりとあれば勇みたつて出た。赤子用の箱車に乗って孫に曳かせて畑へ出る爺や婆の姿を小学生の私はいつも見た。生きている限り、立てなくなっても、「遣ひすつても」おら、出ると、勇ましげに言い放つた老爺の声がいまに私の耳にはある。遣いすつても出るぞとは言葉の綾ではない。じじつその通

りやって草をむしったのである。明けても暮れても草むしりで、この国の気候風土がこれら雑草の繁茂に最適なのだろうと思いはじめたのは中学生になってからであった。

若い嫁たちが、陣痛に気づいて畑から駆け帰るが早いか無事産み落としたというような事例はめずらしくも何ともなかったが、その畑とはいずれも草むしりの場からであった。臨月の妊婦たちもまた這いずってでもむしったのである。畑で倒れ、家に運ばれてきて死の床に横たわった老爺たちの足の裏や踵には畑の土がこびりついていて、湯灌にもその土は落ちず、私は足の裏や踵に畑の土をくっつけて棺におさまるといふのが少なくなかった。そしてその土とは草むしりの畑の土であった。中学を卒えた昭和初期の春、私はそのような湯灌の場を目のあたりにしたことがある。その老爺の足の裏の土を洗い落とそうとした嫁や娘たちを制して、長男である五十代のあるじが言ったのである。―おじいちはな、足の裏に畑の土をくっつけたまま行くほうが本望だんべぞ。かくてその土は落とされず、爺とともに棺におさまったのであった。

大学の文学部では私は仏文科を選び、農の国フランスの農村生活を描いた作品を読み漁ったことだが、いくら読んでも畑の草むしりを描いたのにも叙述したのにも出会わず、何ともふしぎでかなわなかった。私はなお意地になって漁りつづけ、とうとう待望の草むしりの場面を二つ見つけることができた。その一つは、馬鈴薯畑における一家絵出の草むしりだが、しかし、その草とは、何と、前作の大麦のこぼれた粒からの芽であった。もう一つはアスパラガス畑の草むしりで、これもその草とは、前作の馬鈴薯の掘り取りがぞんざいだったため残った小薯が芽を出したものであった。それが夫婦でする草むしりで、思わぬ餌ができたとはかり妻女は大喜びをし、歌いながらのどかな「草むしり」だった。どちらもその草とは雑草

を言う草 (Weed) を作品は使っている。私が学友に連れられてその叔父なる植物学者の門をたたき、日本の雑草の繁茂について知り、中学生のころの独断を思い返えしたのはそのフランスの草むしりに驚いたのちのことである。

日本の農村の家族主義を形成し、育成し、ついにそれを制度化にまで固めたものはほかではない、この畑の草むしりであると、大学生の私はそう独断をしたことである。生産性は低く、賃銀を払って人を使ったのではとうてい成り立たぬ日本の農業では、賃銀を払わない、つまりタダで使える労力をもつてするのでは成り立たない。タダで使える労力とは女房子供であり、嫁であり、腰の曲った爺婆である。これらタダ労力が家長のもと一致団結して当るのだが、その意識を固め高めたのは誰でもない、この畑の草なのであった。

この草むしりなるものを一挙にして消滅させてしまったものが、戦後アメリカからのDDTその他の除草剤であったことを思い、農村の家族主義を打ち破ったものは除草剤だったと再び私はそう独断をしたことであつた。

ところで、出る杭も打たれなくなり、遅れてよければ勝手に遅れてよくなり、つまりお家はお家で耕耘も田植も草とりも自由にできるようになれたのは、ようやくにして用水路の開発、整備が成つてからであり、私の地方で言えばそれは昭和になってからのことである。順番をまたず自由にならばそれは昭和になってからのことである。これまで国家権力にも似た絶対力をもってそびえていたむらという地域共同体も一挙にして彼方に霞んでしまうことになったのである。かくて、再び同じような表現をするならば、農村千年の地域共同体を一挙に突き崩してしまったものはほかでもない、用水路の開発であつたということになる。

(作家)

一九世紀における

イギリス植民都市と横浜

石塚 裕道

ブーゲンビリヤの紅い花が咲き、やしの葉がゆれるインドの三月は、日本の八月の酷暑の気候と変らない。一九八〇年の春、かつてイギリスにより建設されたインドと東南アジア各地の植民都市とくにそこの旧外国人居住区（「居留地」）と都市スラムとの関連をあきらかにするため、私はデリー・ボンベイ・カルカタ・シンガポール・香港へとんだ。調査の最終目的は、そうしたインドや東南アジアの諸都市という「フィルター」を通じて幕末・維新期の横浜（東京なども含む）の都市としての特質をあきらかにしようとするところにある。

かつて私は、幕末開港以降、横浜を初めとして、神戸・函館そして東京その他における居留地の設定、とくに横浜への英仏軍隊の駐

留、フランスの援助下に具体化しつつあった幕府権力の「絶対主義」化構想、あるいは増大する幕府・諸藩の外債、鉄道や鉱山の利権をめぐる列強の侵入など、先進資本主義諸国による幕末日本の「半植民地化の危機」が進行する状況のなかで、とくに居留地の存在をゆるした当時の日本の都市、例えば横浜や東京などが、いわゆる「半植民地型」の都市としての性格をもっていたのではないかと主張したことがある（拙稿、「富国強兵型都市」＝東京の成立、「総合都市研究」第六号、都立大学、一九七九年三月）。しかしここでいう「半植民地型」都市とはなにか、そしてそれは「植民地型」都市つまり植民都市と、どこが違うのか、その疑問を解くことが当面の関心の的であった。その点では、イギリスによって完全植民地化されたインドの若干の都市、例えばボンベイ・カルカタなどがその材料を提供してくれるに相違ない。

短期間の滞在という制約もあって、調査の方法は地図をたよりに足で歩き、目で自らそれを確かめるやり方をとらざるをえなかった。それでも、インドにおけるイギリス帝国主義の支配の「つめ跡」は、そうした都市の形成過程と構造のなかに浮かびあがってきたの

神奈川県史編別構成

- 一資料編一 (太字は既刊)
- 1 古代・中世(1)
- 2 古代・中世(2)
- 3 古代・中世(3上下)
- 4 近世(1)藩領 1
- 5 近世(2)藩領 2
- 6 近世(3)幕領 1
- 7 近世(4)幕領 2
- 8 近世(5上下)旗本領・寺社領
- 9 近世(6)交通・産業
- 10 近世(7)海防・開国
- 11 近代・現代(1)政治・行政 1
- 12 近代・現代(2)政治・行政 2
- 13 近代・現代(3)社会
- 14 近代・現代(4)文化
- 15 近代・現代(5)渉外
- 16 近代・現代(6)財政・金融
- 17 近代・現代(7)近代の生産
- 18 近代・現代(8)近代の流通
- 19 近代・現代(9)現代の経済
- 20 考古資料
- 21 統計
- 一通史編一
- 1 原始・古代・中世
- 2 近世(1)
- 3 近世(2)
- 4 近代・現代(1)政治・行政 1
- 5 近代・現代(2)政治・行政 2
- 6 近代・現代(3)産業・経済 1
- 7 近代・現代(4)産業・経済 2
- 一各論編一
- 1 政治・行政
- 2 産業・経済
- 3 文化
- 4 自然
- 5 民俗
- 一別編一
- 1 人物
- 2 資料所在目録
- 3 年表

である。

いまここでは、紙幅の関係から、おもにカルカッタ (Calcutta) に具体例を求めてさきの課題に迫ろう。

ガンジス川の一分流に当るフーグリ (Hooghly) 川左岸のデルタに登場したカルカッタは、一六世紀末にそこに来航し定期市を通じてインド綿布を取引きしていたポルトガル人にかわり、イギリスとくにもの特権的東インド会社の進歩と支配のもとで急速に変容しつつ都市としての形態を整えていった。その後一七世紀の末期に、同市はイギリスによるインド植民地化の拠点(一七三三—一九一二年間は英領インドの首都)として、河川を利用する内陸特産物集荷の商業都市であるとともに、政治都市としての性格をもつよめていった。

その植民都市として注目すべき特徴は、一六九六年、当時、一集落にすぎなかったカリカタ (Kalkata, 現都市名の起源) に、東インド会社の守備隊が永久的な要塞 (Fort William 「ウィリアム要



1756年のカルカッタ
(藤岡・谷岡編『地図にみる
世界の百万都市』による)

塞)を構築し、それを中心に開通した三本の主要道路にインド人に向けた三基の砲台と軍用広場を施設したことである(地図参照)。

もっとも東インド会社による「要塞」の築造は、すでにポルトガル人がそれを建設していたこともあって、インド西海岸の商業・貿易都市ボンベイのほうが若干はやく、同市では城砦 (Castle, Fort) を中心に兵舎・造幣所・商館などが、中世の封建領主さながらの城壁の囲みのなかに配置されていた(ボンベイ市のビクトリア・アルバート博物館に関係史料収蔵)。こうして、一七世紀なかばに、アラビア海とベンガル湾に面した西・東インド支配の軍用橋頭堡として、ボンベイ・カルカッタに、イギリスによって「要塞」が建設された。

インド独立以後の現在のカルカッタで、要塞の管理はインド陸軍に移されたとはいえ(内部は見学不可能)、それも、掘割りに囲まれた封建領主の居城を思わせ、また撤去された砲台もその跡を確認でき、広場は「マイダン」(Maidan, 緑地公園)として残されている。

かつてのインドでの植民都市の基本形態は、そうした軍事要塞を中心に外国人の居住区(カルカッタでは、かつて散在していたイギリス人住居が後に集められ、現在のマイダンに近接した市の南部に「居留地」Settlementをつくった)とあわせて、「カントンメント」(Cantonment) とよばれる兵営(軍隊の駐屯)、また「シビル・ライン」(Civil Line) と称する文官中心の行政官庁区などより成り、しかもそれらを取りかこむかたちで、インド人による膨大な都市スラム (Bustee バステイといわれる) がひろがるというしくみであった。

そうした都市の構造はカルカッタのほか、ボンベイでもみられ、

また二〇世紀になって、ジョージ五世が当時のインド総督に命じて建設に着手したニューデリーでさえも例外ではなかった（ただ同都市にはイギリスによって「要塞」はつくられていない）。

これらのインドにおける植民都市の特徴を前提に、一九世紀後半の横浜や東京（両都市の形成・発展の過程は切り離してみることはできない）の性格が検討されるならば、幕末・維新期の横浜において、例えば大規模な外国人「居留地」が設定され、商館が立ちならび、また攘夷派の浪士による外国人殺傷事件の頻発を口実に一時、英仏軍隊が進駐し、官舎・兵舎・火薬庫・病院が建築された事実などが注目されなければならない。また実態はやや異なるが、維新期の東京でもスラムを一つ築地に「居留地」が設けられ、それを包囲するかたちで、京橋・銀座・新橋その他の地域にまで、下層民の小家屋（「裏長屋」）がひろがり、いわゆるスラムを形成していたことも否定できない。

ボンベイやカルカッタなど、かつてインドで建設されたイギリス植民都市の検討を通じて、幕末・維新期の横浜をみると、さきの「植民地型」都市と「半植民地型」都市の決定的な相違は、まず「要塞」(Fort)の存否にあつたといえよう。

もともと一九世紀後半の日本で、欧米列強の商業貿易の拠点として発足した横浜で、前述のように一時でも外国軍隊の駐留を認めるとともに、欧米系外国人居住区と中国人居住区（現在の横浜中華街はその一部）に区分して「居留地」を設定するなど、その都市としての性格は、例えば一九世紀初め、ラッフルズ (S. Raffles) によって建設されたシンガポール植民地のそれにむしろ近かつたようである。そこでもシンガポール (Singapore) 川を境に、中央官庁用公共保留地区 (Padang Bataan) と、ヨーロッパ人・中国人・マレー人・アラブ人などにわけて民族別居住地区が設けられ、さらに守備

隊屯営地が存在した（大西青二「ラッフルズのシンガポール都市建設について」『人文地理学論叢』京大・一九七一年）。

以上の検討を通じて、いわゆる植民都市と「半植民地型」都市＝横浜とが、どこが異なっていたのか、明らかにできてきたように思われる。

要するに東京・横浜などについて、われわれは、それらをかつて居留地が設けられた日本国内の諸都市と対比する作業と同時に、一九世紀における「大英帝国」とその植民政策のもとで形成されたインドや東南アジアの諸都市とも比較分析をすすめることが、今後、より以上に必要であろう。（東京都立大学教授）

□編集室から

◎用字・用語の表記は県史編集室が、原資料の引用・固有名詞・歴史的用語を除き、当用漢字・現代かなづかいに統一をはかり、読みやすい県史として県民の皆様に御活用していただけるよう努力した。

◎本巻の編集事務の指導にあられた高瀬孝夫県民部長 高橋亜細亜同次長 稲葉典彦同次長と、横内好雄前次長及び福本信一前室長の有力な助言にお礼申しあげます。

◎発行に際し労苦を共にした、山本秀雄 金子滋 青山孝慈 小柴俊雄 若林昭二 樋口雄一 舟本信子 薄金祥貴 戸村達 鈴木文男 山野辺明 河野久仁子 永井操代 宮崎義民 馬道博美 三村義広 小島八重子 佐藤周子 宮下智の同僚諸君と、前室員多和田滋 石原久 伊藤靖彦 若菜まき子の諸氏に感謝する。

（県史編集室長 島田昭一郎）

◎本巻の有料配布は、財団法人神奈川県弘済会（〒二三一 横浜市中区山下町七五 電話〇四五―一六六一―〇五二二）が、五千元（送料別）で取り扱います。

昭和五十六年度発行予告

資料編21 統計

本巻は、神奈川県自然、土地利用、人口、産業・経済、県行財政、県民生活、文化等の明治以降の変化を統計資料によって跡づけるもので、「計数の部」と「解説の部」に大別して構成することとする。

「神奈川県統計書」、「帝国統計年鑑」、「農商務省統計表」、「工場統計表」などの統計集、その他一次資料を利用し、原資料の表現するところを損なわない範囲で極力長期時系列が連続性を持つものとする。また、各統計の性格の理解を深め、その誤用を防ぐため、原資料、各統計表の位置づけ、概念規定、調査方法などについては、「解説の部」で述べるが、各表についても、最低限必要な説明は当該表の至近の個所に付する。

通史編5 近代・現代(2) 政治・行政2

本巻は、通史編4を受けて、大正の初年から昭和五十年ごろまでの政治・社会の動きや文化関係の流れを取り扱う。叙述にあたっては、全体を総説・結びをつけて三編構成とする。

第一編「大正期」は、第一次世界大戦、「大正デモクラシー」と呼ばれる社会風潮、関東大震災等を、第二編「昭和前期」は、昭和恐慌、「非常時局」、太平洋戦争等を、第三編「現代」は、占領・復興、高度成長、「地域自治」・「住民自治」等を、それぞれ取り上げ、それぞれの動きが県の行財政や県民の社会生活に及ぼした事情等について叙述する。そして、結びは、通

史編4・5を総括する「地方の時代」への摸索」と題して、「地方」のもつ意味について検討する。

通史編7 近代・現代(4) 産業・経済2

本巻は、ほぼ関東大震災以降、神奈川県が県政百年を迎えた一九六七(昭和四十二)年にいたる間の、本県における産業・経済の展開過程ならびに県財政の推移を叙述するものであるが、必要に応じその後の時期の展望をも行うこととしている。

全体を、時代を追って四編に分ち、第一編は「大正後期・昭和初期の神奈川県経済」、第二編は「戦時下の神奈川県経済」、第三編は「占領・復興期の神奈川県経済」、第四編は「高度成長期の神奈川県経済」と題するが、各編はおおむね、工業・労働・農林・漁業・商業・金融・貿易・海陸交通(港湾を含む)ならびに県財政の各部門に分けて叙述するかたちをとっている。

別編3 年表

本表は、冒頭に原始時代の諸事象を配し、西暦年数を基準として一九八〇(昭和五十五年)年に至る間の、現神奈川県域に起こった歴史的事象を、古代・中世・近世では、政治・経済、社会・文化の三欄に分け、近代・現代では、政治・行政、財政・経済、社会・文化の三欄に分けて記述する。そしてこれらの事件の歴史的背景の理解を助けるため、国内・国際的記事欄と、前近代部分には天皇・將軍・藩主等の執政者の欄を設ける。

県史全編の総合と補足を行って、神奈川県歴史を鳥瞰図的に把握できるように工夫する。